

の規定による証明に関する申請書

※本申請書は押印済みのものを2枚、浜松市に提出すること（証明書の発行まで申請から2週間程度時間が掛かりますのでご注意ください。）

※添付文書（「個人事業の開業・廃業等届出書」等又は、「履歴事項全部証明書」の写し）は1部申請書に添付し提出すること。（既に開業済みの場合のみ提出）

平成〇〇年×月■日

会社代表印ではなく、支援を受けた代表者の個人印（本証明書は会社ではなく個人向けに発行されます。）

(申請者) 住所(〒431-▲▲▲▲) 静岡県浜松市中区〇〇町123
申請者氏名 浜松 太郎 (※法人の場合は代表者名) (42歳)
(連絡担当者：氏名 浜松 太郎)
(電話番号：(053) 457-〇〇〇〇) (Eメール XX@〇〇.jp)

問合わせ担当者の氏名、連絡先を記述すること

規

浜松市内において、1ヶ月以上にわたり4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓のアドバイスを受けたり講座等に参加することが条件です。（例の場合、10月15日から11月22日（1ヶ月以上）にわたり4回以上の相談や講座に参加し、経営、財務、人材育成、販路開拓のアドバイス等を受けているため条件を満たします。）

1 支援を受けた認定特定創業支援等

必ず、経営、財務、人材育成、販路開拓の4区分のアドバイス等を受けること。

区分	創業支援事業者	内容	期間
経営	(公財) △△機構	相談業務	平成〇年 10月 20日
財務	〇〇銀行 ××支店	相談業務	平成〇年 10月 15日
人材育成	〇〇商工会議所	創業塾	平成〇年 11月 1日、11月 8日、 11月 15日、11月 22日
販路開拓	同上	創業塾	同上

浜松市の指定する特定創業支援事業のみ対象となります。区分等の詳細は、創業支援事業者にご確認願います。

2 証明書の予定使用目的（複数選択可）

- ア 会社設立時登録免許税減免（開業していない状態）
- イ 会社設立時登録免許税減免（個人開業後5年未満の状態）
- ウ 創業関連保証の申込期間の特例
- エ 創業関連補助金の添付文書
- オ 浜松市融資制度（創業サポート資金）利用時の添付資料
- カ 日本政策金融公庫 新創業融資制度 利用時の添付文書
- キ 日本政策金融公庫 新規開業資金 利用時の添付文書
- ク その他 内容を具体的に（ ）

3 設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地

・商号（屋号）株式会社 ◎◎ ・店舗名（ある場合のみ） 浜松商店 ・本店所在地 浜松市中区〇〇町111

4 設立しようとする会社（事業）の設立の予定年月日 平成〇〇年 1月 20日

5 新たに開始しようとする事業の業種、内容 介護事業：デイサービス運営 ・雇用予定者数 2人

6 設立しようとする会社の資本額 200 万円（株式会社・合同会社の場合）

7 既に開業済みの場合（選択） 個人開業済み 法人開業済み ←選択すること

・開業日：平成△△年 12月 20日 ・商号（屋号）： デイサービス ◎◎ ・雇用者数 1人

・本店所在地： 浜松市中区〇〇町 123 ・事業の業種、内容： 介護事業： デイサービス運営

8 証明書の交付後、5年間の浜松市への事業状況報告（追跡調査）について 同意する。←同意するにチェックを必ずして下さい。（今後5年間、毎年状況報告をしていただきます。）

※3～6は、認定特定創業支援等を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。
※7は、既に開業済みの場合は必ず記入してください。開業日の確認のため、個人開業済みの場合は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し等を、法人開業済みの場合は、「履歴事項全部証明書」の写しを添付してください。

「7 既に開業済みの場合」は、個人開業か法人開業か選択し、開業日の確認のため、個人開業済みの場合は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し等を、法人開業済みの場合は「履歴事項全部証明書」の写しを添付してください。「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しを紛失した場合には、届出した税務署にお問い合わせ下さい（時間がかかりますのでご注意ください）。なお、開業済みの場合は、開業日を基準に5年未満の方しか証明書の交付対象になりませんので、ご注意願います。

今までに、個人開業、法人開業ともにしたことがない場合は、7は記載不要です。添付文書の提出も不要です。

※証明書の有効期限：平成 年 月 日

証明書の有効期限は、浜松市で記入しますので記入しないこと。本証明書はこの期限内しか効力がありませんのでご注意ください。有効期限は、①か②で早い方の日付とします。

①平成31年3月31日 ②開業日を基準に開業後5年未満の日（開業済みの場合）

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、支援制度を活用される場合の注意事項等について、次のとおりご案内します。

（申請書の提出から証明書交付までに2週間程度かかりますので、その時間も含め手続きのスケジュールをお願いします。）

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

（既に法人開業している方や、個人開業後5年未満であっても個人開業を継続（一部残した状態も含む）した状態で別の会社（法人）を立ち上げる方、個人開業後5年以上経過している方は対象とはなりません。）

- （1）創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が浜松市内に会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

- （2）特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- （3）浜松市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- （1）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6ヶ月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続きを行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受け了承を得る必要があります。開業済の方は利用できません。
- （2）浜松市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 浜松市中小企業向け融資制度（創業サポート資金）における融資利率の優遇措置について

- （1）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、浜松市中小企業向け融資制度（創業サポート資金）における融資利率について優遇措置（市の利子補給率が0.7%から0.9%に拡大）を受けることが可能です。（別途、審査を受け了承を得る必要があります）
- （2）浜松市内で創業する創業前の者又は浜松市内で創業後5年未満の事業者が対象となります。
個人開業の場合は、住民票が浜松市内にあることも条件になります。
- （3）制度の詳細は、浜松市産業部産業総務課（053-457-2281）にご確認ください。

4. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

- （1）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件（創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金が確認できること）を充足したものとして、利用することが可能です。（別途、審査を受け了承を得る必要があります）
- （2）浜松市内で創業する創業前の者又は浜松市内で創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。
- （3）制度の詳細は、日本政策金融公庫 浜松支店（053-454-2341）にご確認ください。

5. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

- （1）特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能（別途、審査を受け了承を得る必要があります）
- （2）制度の詳細は、日本政策金融公庫 浜松支店（053-454-2341）にご確認ください。

6. 証明書の有効期限について

- （1）有効期限は、①か②で早い方の日付とします。必要な手続き等はこの期限内に実施して下さい。

① 平成31年3月31日 ② 開業日を基準に開業後5年未満の日（開業済みの場合）

- （2）開業日の確認方法として、個人開業済の方は、税務署に提出している税務署受付印が押印されている「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し等の開業日が確認できる書類を、法人開業済の方が利用する場合は、開業日が確認できる「履歴事項全部証明書」の写しを浜松市に提出する申請書に添付してください。

※「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しを紛失した場合には、届出した税務署にお問い合わせ下さい（時間がかかりますのでご注意ください。）